

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第28号

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則（昭和46年上越市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第1号様式」を「別記様式」に改める。

第7条第1項中「被服貸与簿（第2号様式）」を「別に定める被服貸与簿」に改める。

別表屋外において調査、埋蔵文化財の発掘調査、出張徴収等に従事する職員の部中「、出張徴収」を削り、「作業服（上・下）」を「作業服長袖（上・下）」に改め、同部に次のように加える。

保安帽	1	
-----	---	--

別表屋外において測量、工事監督等に従事する職員並びに下水道終末処理場及び清掃施設で運転等に従事する職員の部中「で運転等に従事する」を「に勤務する」に、「作業服（上・下）」を「作業服長袖（上・下）」に改め、同部ゴム長靴の項の次に次のように加える。

安全靴	1	
-----	---	--

別表栄養士及び調理員の部中「白衣（夏）」を「白衣（上・下）」に改め、白衣（冬）の項を削り、「調理用ゴム長靴」を「調理員用ゴム長靴」に改め、同部ブック靴の項を次のように改める。

ブック靴	1	汚染区域又は非汚染区域ごとに貸与
------	---	------------------

別表栄養士及び調理員の部中「白帽（三角布）」を「調理員用帽子」に改め、同表衛生員及び清掃業務に従事する自動車運転手の部及び焼却処理業務及びし尿処理業務に従事する職員の部を削り、同表部長級及び課長級の職員並びに防災危機管理部に属する職員の部中「及び課長級の職員並びに防災危機管理部に属する職員」を「、課長級（診療所長及び統括園長を除く。）及び副課長級（主幹、副主幹、園長及び教頭を除く。）の職員、防災危機管理部及び秘書課に属する職員並びに災害対策本部連絡員に指名されている職員」に、「作業服」を「防災服」に改め、同表公園管理人、用務員、保育園士及び水族博物館において飼育業務に従事する職員の部中「用務員」を「用務員（学校用務員を含む。）」に、「水族博物館において飼育業務に従事する」を「専ら屋外等での作業等に従事する」に改め、同部作業服上・下の項中「作業服（上・下）」を「作業服長袖（上・下）」に改め、同項の次に次のように加える。

作業服半袖	1	保育園士に限る。
-------	---	----------

別表保健師、管理栄養士、栄養士及び介護員の部及び診療所に勤務する医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士及び診療放射線技師の部を削る。

第2号様式を削る。

「
 第1号様式中 所属 職 氏名 を 職 氏名 に、
 職員番号
 」

		・	・	
		・	・	
		・	・	

		年	月	日	
		年	月	日	
		年	月	日	
		年	月	日	

人事課長		副課長		係長		係	
------	--	-----	--	----	--	---	--

を削り、同様

式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の職員の被服貸与規則の規定により貸与されている被服で、改正後の第2条の規定により貸与される被服に該当するものは、改正後の職員の被服貸与規則の規定により貸与された被服とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表に定める防災服が新たに貸与されたときは、同

等の貸与品を第5条の規定により返納しなければならない。